船橋市重層的支援体制整備事業実施計画

1. 重層的支援体制整備事業の実施背景

少子高齢化や核家族化が進行する中で社会の多様化が進むとともに、地域での住民同士のつながりの希薄化や地域活動の担い手不足によるコミュニティの衰退が一層問題となっています。

また、80代の親と50代のひきこもりの子の世帯の問題である「8050問題」や育児と介護の「ダブルケア」、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる「ヤングケアラー」と言われる子ども・若者など、複合的な課題を抱え、従来の福祉サービスでは対応が難しい新たな課題が生じています。

このような中、国において、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」という理念が新たに生まれました。さらに、令和3年4月に改正社会福祉法が施行され、地域共生社会の実現を目指すための体制整備事業として「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

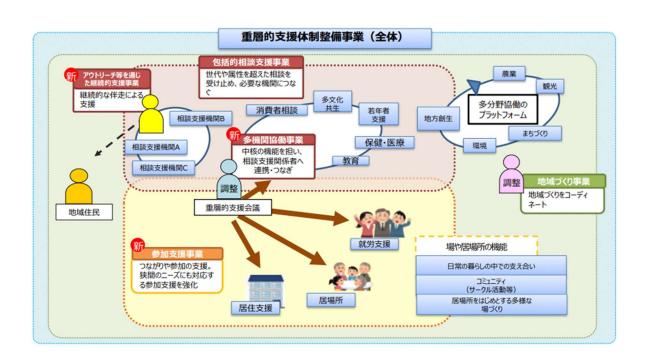
2. 重層的支援体制整備事業実施計画の策定

(1) 重層的支援体制整備事業の概要

重層的支援体制整備事業は、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する断らない 包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ.相談支援、Ⅱ.参加支援、Ⅲ.地域づくりに向けた支援の 3つの支援を柱とし、これらを一体的に実施するものです。

- I.相談支援として、まず、相談者の属性、世代、相談内容にかかわらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止めます。受け止めた相談のうち複雑化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにします。長期にわたりひきこもり状態にある人など、自ら支援につながることが難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により、本人との関係性の構築に向けた支援を行います。
- Ⅱ.参加支援として、相談者の中で社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**により、本人のニーズと地域資源の間を調整し、本人が社会とのつながりを持てるよう支援します。
- Ⅲ. 地域づくりに向けた支援として、地域づくり事業を通じて住民同士のケア・支えあう関係性を育むほか、地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止に努めます。

以上の事業が相互に重なり合いながら、市全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援 体制を構築します。



(厚生労働省資料より抜粋)

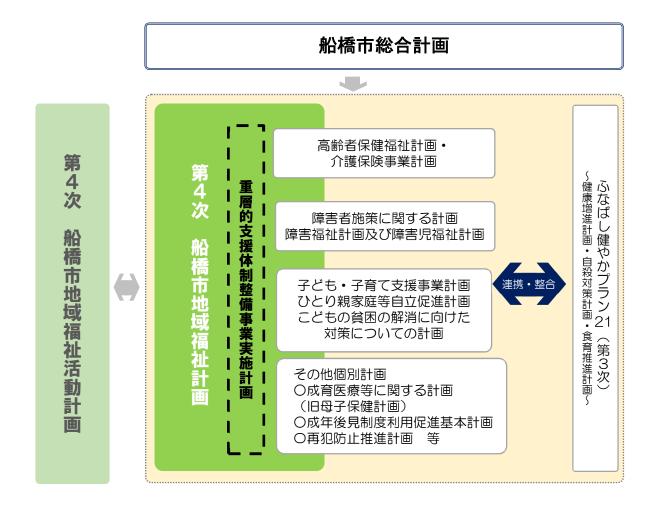
(2) 計画の位置づけ・他計画との関連

本計画は、社会福祉法(以下「法」という)第106条の5の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するために、事業の提供体制に関する事項等を定めた計画です。

福祉の上位計画である「第4次船橋市地域福祉計画」の基本理念に基づき、特に同計画の重点 施策の一つである「包括的な相談支援体制の充実」について、より具体的に必要な事項を定めた ものであり、同計画に付随する計画です。

併せて、船橋市総合計画や福祉における各分野の個別計画とも整合性を図り取り組んでまいります。

【計画の位置づけイメージ】



(3) 計画の期間

本計画の実施期間は1年間とし、第4次船橋市地域福祉計画期間(令和8(2026)年度まで)の間、毎年度実績等を勘案して見直しを行います。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
船橋市重層的支援体					
制整備事業実施計画					
第4次船橋市					
地域福祉計画					

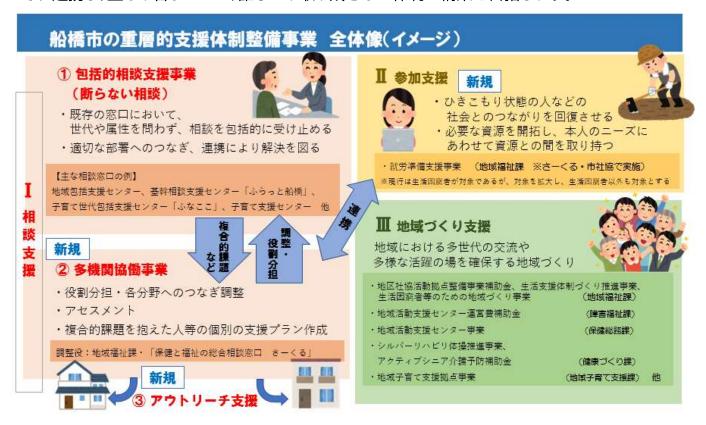
(4) 計画の事業評価・見直し

船橋市重層的支援体制整備事業庁内推進委員会に当該年度の事業の報告を行い、必要に応じて計画の内容について見直しを行います。



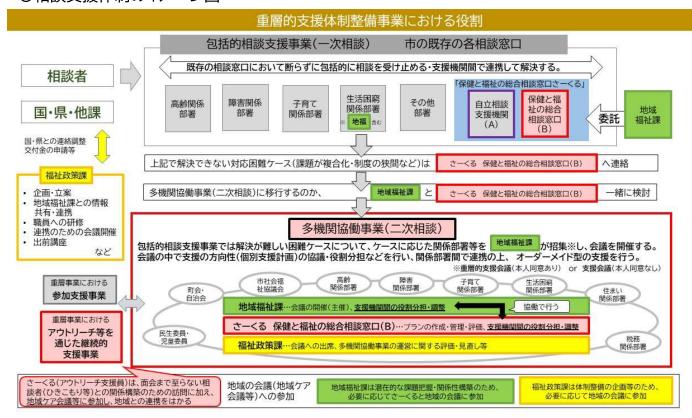
3. 船橋市における重層的支援体制整備事業

市では下図に示す通り、既存の相談支援体制や地域づくりに関する事業を最大限に活用しながら、一体的に行う3つの支援(I相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくり支援)に係る事業がそれぞれ連携し、重なり合うことで、誰ひとり取り残さない体制の構築を目指します。



I.相談支援

○相談支援体制のイメージ図



(1) 包括的相談支援事業 (法第106条の4第2項第1号)

相談者の属性(介護、障害、子供等)、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行います。

(主な相談支援機関)

事業名	機関名等	所管課	設置数	主な支援対象者	管理運営
地域包括支援	地域包括支援センター	地域包括	14	・高齢者	直営+委託
センターの運営	在宅介護支援センター	ケア推進課	15	・高齢者	委託
相談支援事業	障害者(児)総合相談	障害福祉課	4	・障害者	委託
	窓口			・障害児	
利用者支援事業	子育て支援センター	地域子育て	2	・妊娠中の人	直営
	 地域子育て支援課	支援課	1	・未就学児及びその	
			•	保護者	
	保育コンシェルジュ	保育入園課	1	・0歳児から小学校就	直営
				学前までの子を持つ	
				保護者	
	保健センター等	地域保健課	6	・妊娠中の人	直営
				・乳幼児とその保護	
				者	
	ふなここ	児童相談所	1	・妊娠中の人	直営
		開設準備課		・0 歳から18歳まで	
				の子とその保護者	
	家庭児童相談室		1	・妊娠中の人	直営
				・0 歳から 18 歳未満	
				の子とその保護者	
生活困窮者自立	「保健と福祉の総合相	地域福祉課	1	・市民全般(制度のは	委託
相談支援事業	談窓口さ一くる」			ざまの問題を抱えた	
				人、たくさんの困りご	
				とを抱えている人等)	
				・生活困窮者等	
	ホームレス総合相談	地域福祉課	1	・居住地が明確でな	直営
	支援事業			い方(ホームレス等)	

(2) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (法第106条の4第2項第4号)

複合化・複雑化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない人に支援を届けます。 多くの事案は、本人から利用申込(本人同意)を得ることができない状態であることが想定されることから、本人と直接かつ継続的にかかわるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援を行います。

また、対象者を見つけるため、支援関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりを構築するとともに、地域の状況等に係る情報を幅広く収集します。

機関名	所管課	管理運営
「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」	地域福祉課	委託

(3) 多機関協働事業 (法第106条の4第2項第5号)

複合化・複雑化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例に対して 支援を行います。支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の 方向性の整理といった、事例全体の調整機能の役割を担います。

機関名	所管課	管理運営
「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」	地域福祉課	委託

Ⅱ. 参加支援(法第106条の4第2項第2号)

既存の各制度における社会参加支援に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している人に対し、地域の社会資源等を活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行います。 地域の社会資源とのコーディネートやマッチングを行うほか、既存の社会資源の拡充や新たな社会資源の開拓により、多様な支援メニューを生み出していきます。社会参加の場につながった後は、定着に向けて一定期間フォローアップを行います。

事業名	機関名	所管課	管理運営
就労準備支援事業	「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」	地域福祉課	委託
就労準備支援事業	船橋市社会福祉協議会	地域福祉課	委託
(ボランティア活動)			

Ⅲ. 地域づくり支援(法第106条の4第2項第3号)

各事業の対象者の居場所を確保した上で、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域で実施されている個別の活動や人を把握し、住民に身近な圏域を中心として「人と人」「人と居場所」などをつなぎ合わせるとともに、市町村域などのより広い圏域でもコーディネートを行い、交流・参加・学びが生まれ、さらに広がるように働きかけます。

事業名	所管課	市該当事業名	事業概要	管理運営
地域介護予防	健康づくり課	・ふなばしシルバーリハ	介護予防のため、リハビリ的要素を	直営
活動支援事業		ビリ体操推進事業	含んだ誰にでもできる「ふなばしシ	+
			ルバーリハビリ体操事業」を実施す	補助
			る。	
		・アクティブシニア介護	介護予防の拠点づくりを支援する	
		予防補助金	ため、通いの場・体操教室などの、	
			地域住民が主体となる団体の活動	
			に対して、活動費の一部を助成す	
			る 。	
	地域福祉課	・地区社会福祉協議会活	介護予防につながる体操などを	補助
		動拠点整備事業	実施し、住民の通いの場を提供し	
			ている地区社会福祉協議会に対	
			し、活動拠点借上料等の一部を補	
			助する。	
生活支援体制	地域福祉課	・生活支援体制づくり	地域の中で高齢者に対する生活	委託
整備事業		推進事業	支援を行う事業の立ち上げ支援	
			や、担い手となるボランティアの	
			発掘・育成を支援する生活支援コ	
			ーディネーターを配置する。	
地域活動支援	保健総務課	・船橋市地域活動支援セ	船橋市地域活動支援センターの	委託
センター機能		ンター管理運営	管理運営を行う。	
強化事業	障害福祉課	・地域活動支援センター	地域活動支援センターを設置す	補助
		事業	る事業者に対し、運営費の一部を	
			補助する。	
地域子育て	地域子育て	・子育て支援センター	子育て支援センター及び児童ホ	直営
支援拠点事業	支援課	管理運営	ームの管理運営を行う。	
		・児童ホーム管理運営		
生活困窮者等	地域福祉課	·地域福祉支援員配置	行政の立場から主に、地域での家	直営
のための地域			事援助等のボランティア活動の	
づくり事業			普及啓発・支援を行う地域福祉支	
			援員を配置する。	

4. 会議体の設置・運営

市で重層的支援体制整備事業を運営するにあたり、下記の会議を適宜開催します。

(1) 重層的支援会議

本人から同意を得られているケースについて、多機関協働事業や参加支援事業、アウトリーチ等による継続的支援事業のプラン(個別支援計画)の策定、支援の終結・中断等について協議・決定を行う会議です。

この会議は、重層的支援体制整備事業による支援が適切かつ円滑に実施されるために開催されるものであり、①プランの適正性の協議②プラン終結時等の評価③社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討の3つの役割を果たすことが求められます。

開催頻度: 随時

根拠法令等:船橋市重層的支援体制整備事業実施要綱

構成員:(1)市関係各課(2)船橋市「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」

(3)その他市長が必要があると認める者

(2) 支援会議

複合化・複雑化した課題等があり支援が必要である(と思われる)にもかかわらず、本人から同意が得られないために支援体制の整備が進まないケース等について、早期の支援体制の検討等を行う会議です。会議の構成員に対する守秘義務を設け、構成員同士が安心して潜在的な課題を抱える人に関する情報の共有等を行うことを可能とすることにより、地域において関係機関等がそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々の事例の情報の共有や地域における必要な支援体制の検討を円滑にするものです。この会議は、法第106条の6の規定に基づき設置します。

開催頻度:随時

根拠法令等:社会福祉法、船橋市重層的支援体制整備事業実施要綱

構成員:(1)市関係各課(2)船橋市「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」

(3)その他市長が必要があると認める者

5. 多機関協働事業の数値目標

市の重層的支援体制整備事業を構成する事業のうち多機関協働事業における数値目標を掲載します。

事業名	指標	令和7年度目標
多機関協働事業	多機関協働事業支援プラン作成件数	15件

(参考:多機関協働事業支援プラン作成件数実績)

年度	プラン作成件数
令和6年度(令和7年1月末)	22件
令和5年度	8件

(参考:会議実績)

年度	会議開催回数(合計)	重層的支援会議	支援会議
令和6年度(令和7年1月末)	21回	17回	4回
令和5年度	17回	11回	6回

(参考:取り扱った対象者の例)

年代	課題
60代	住居の老朽化、健康・衛生面など生活上の課題あり
50代	両親が入院し独居状態で、一人暮らしに不安を感じている
30代	難病を抱えている、生活困窮、長女にヤングケアラー的な要素あり
20代	病気を抱えており、家族以外の他者との交流に不安がある
60代	ごみ屋敷、本人は支援を求めていないが近隣からの苦情が多い
20代	重度障害のきょうだいの世話をしており、自分の時間を持つことができていない

6. 関連計画における各事業の数値目標

市の重層的支援体制整備事業を構成する事業のうち、(1)包括的相談支援事業と(2)地域づく り事業において、本市の個別計画で数値目標を定めている事業を掲載します。

(1) 包括的相談支援事業

事業名	機関名	指標	令和7年度目標
地域包括支援	地域包括支援センター	地域包括支援センター相談件数	74,300件
センターの運営			
	在宅介護支援センター	在宅介護支援センター相談件数	17,500件
相談支援事業	障害者(児)総合相談窓口	窓口設置数	5か所
利用者支援事	子育て支援センター	子育て支援センター等の設置数	2 か所
業	地域子育て支援課		1 か所
	保育コンシェルジュ	保育コンシェルジュ配置箇所数	1 か所
	子育て世代包括支援センタ	子育て世代包括支援センターの	7か所
	_	設置数	
生活困窮者自	「保健と福祉の総合相談窓	新規相談件数	1,600件
立相談支援事	ロさーくる」		
業			

(2) 地域づくり事業

事業名	指標	令和7年度目標
地域介護予防活動支援事業	体操指導士により開催される体操教室数	110 か所
生活支援体制整備事業	生活支援サービスを提供する団体(たす	23 地区
	けあいの会)がある地区コミュニティ数	
地域活動支援センター機能強化事業	実利用人数	267人
地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター及び児童ホームの	23 か所
	設置数	